



発行 東京都

目次

規則

○東京都組織規程の一部を改正する規則……………（総務局人事部調査課）…
○東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局保健政策課）…

告示

○令和二年東京都告示第四百二十九号（令和二年度非常勤職員の第一種報酬の額）の一部改正……………（都民安全推進本部総合推進部総務課）…
○都市計画事業の認可……………（都市整備局都市基盤部街路計画課）…
○都営住宅の廃止……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…
○都営住宅の使用料の変更……………（同）…
○都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）…
○都営改良住宅の廃止……………（同）…
○都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………（同）…
○都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）…
○令和二年度非常勤職員の第一種報酬の額……………（産業労働局総務部職員課）…
○都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…
○公有水面埋立工事のしゅん功認可……………（港湾局離島港湾部管理課）…
○公有水面埋立ての免許……………（同）…
○令和二年東京都告示第五百六十一号（道路交通法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託）の一部改正……………（警視庁）…

公告

○臨海副都心進出事業者公募の応募受付終了……………（港湾局臨海開発部誘致促進課）…
○排水設備工事責任技術者資格試験の実施……………（下水道局）…

規則

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和二年八月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百三十三号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条の表行政改革推進部の部行政改革課の項中第八号を削り、第九号を第八号とする。

附則

この規則は、令和二年九月一日から施行する。

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年八月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百三十四号

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則

東京都保健所長委任規則（昭和五十年東京都規則第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第四十一号へ中「第九項」を「第十三項」に改め、同号ト中「第十四条第十項」を「第十四条第十四項」に改め、同号ネ中「第四項まで」を「第三項まで及び第五項」に改め、同号中キをユとし、ナからサまでをラからキまでとし、ネの次に次のように加える。

ナ 法第六十九条第四項の規定による医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を輸入しようとする者若しくは輸入した者又は法第五十六条の二第一項に規定する確認の手續に係る関係者に対する報告の徴収並びに当該者の試験研究機関、医療機関、事務所その他必要な場所に対する立入り、帳簿書類その他の物件の検査、従業員その他の関係者に対する質問及び収去

第二条中「及びウ」を「、ナ及びキ」に改める。

附則

この規則は、令和二年九月一日から施行する。

告示

●東京都告示第千二百二十一号

令和二年東京都告示第四百二十九号（令和二年度非常勤職員の第一種報酬の額）の一部を次のように改正する。

令和二年八月三十一日

東京都知事 小池 百合子

表中	「日額 8,140円」	を	「日額	(7.75時間勤務) 8,140円	(6時間勤務) 6,300円	(4時間勤務) 4,200円	(3時間勤務) 3,150円	」	に改める。
----	-------------	---	-----	-------------------	----------------	----------------	----------------	---	-------

附則

この告示は、令和二年九月一日から施行する。

名称

位置

構造及び規模

戸数

第2寺島アパート
(1、2号棟)

墨田区堤通二丁目十八番

中層耐火

三四・三平方メートル

八四戸

坂下一丁目アパート
(4号棟)

板橋区坂下一丁目十番

同右

三六・四平方メートル

四〇戸

坂下一丁目アパート

同右

同右

三六・二平方メートル

一〇戸

●東京都告示第千二百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東村山都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年八月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称

東久留米市

二 都市計画事業の種類及び名称

東村山都市計画道路事業三・四・二十一号小平久留米線及び東村山都市計画道路事業三・四・十三号練馬東村山線

三 事業施行期間

令和二年八月三十一日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

東久留米市小山二丁目、小山四丁目及び本町二丁目各地内

使用の部分

東久留米市小山二丁目地内

●東京都告示第千二百二十三号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第三項の規定により告示する。

令和二年八月三十一日

東京都知事 小池 百合子

(6号棟)

葛飾宝町アパート
(1号棟)

葛飾区宝町二丁目二十七番

同右

三一・九平方メートル

三〇戸

矢川北アパート
(3、4、14号棟)

国立市富士見台四丁目十七番

同右

三七・七平方メートル

一〇〇戸

矢川北アパート
(12、13号棟)

同右

同右

三五・七平方メートル

七〇戸

矢川北アパート
(19号棟)

同右

同右

三三・四平方メートル

一八戸

●東京都告示第千二百二十四号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の
ように変更し、令和二年九月一日から実施するので、同条
第三項の規定により告示する。

令和二年八月三十一日

東京都知事 小池百合子

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	明石町アパート(4号棟)		中央区明石町2-4	34.3	1	29,600	58,900
一般都営	高層耐火	勝どき二丁目アパート(2号棟)		中央区勝どき2-9	42.0	1	36,900	70,400
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート(1号棟)		中央区勝どき6-6	51.2	1	45,100	93,200
一般都営	中層耐火	南麻布四丁目アパート(1号棟)		港区南麻布4-3	34.8	1	30,500	86,000
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)		港区芝5-18	34.3	4	33,100	72,400
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)		港区芝5-18	42.2	1	40,900	80,000
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(1号棟)		港区港南4-5	42.2	1	39,200	82,500
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(3号棟)		港区港南4-5	37.3	1	34,600	77,300
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(12号棟)		新宿区戸山2-12	33.8	1	28,400	64,200
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(20号棟)		新宿区戸山2-20	38.3	1	32,600	65,700
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(18号棟)		新宿区戸山2-18	36.3	1	30,600	70,700
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(18号棟)		新宿区戸山2-18	36.3	1	30,100	70,700
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(30号棟)		新宿区戸山2-30	40.1	1	33,800	78,100
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(4号棟)		新宿区戸山2-4	38.3	1	32,500	69,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(25号棟)		新宿区戸山2-25	41.3	1	35,200	74,500
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)		新宿区西早稲田1-9	34.4	2	29,200	47,100
一般都営	高層耐火	西大久保四丁目アパート(1号棟)		新宿区戸山3-18	37.3	1	33,400	66,400
一般都営	高層耐火	文京真砂アパート(14号棟)		文京区本郷4-15	35.8	1	30,500	60,200
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(7号棟)		墨田区堤通2-6	59.7	1	43,700	64,900
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(8号棟)		墨田区堤通2-6	59.7	1	43,700	64,900
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(1号棟)		墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	73,200
一般都営	高層耐火	大島四丁目アパート(2号棟)		江東区大島4-21	51.2	1	42,300	74,600
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(8号棟)		江東区亀戸7-57	34.3	1	27,700	46,900
一般都営	高層耐火	南砂五丁目アパート(15号棟)		江東区南砂5-24	37.9	2	29,500	48,500
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート(11号棟)		江東区南砂5-24	33.4	1	26,000	41,200
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(11号棟)		江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	50,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(19号棟)		江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	39,400
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(21号棟)		江東区東砂2-13	37.9	2	29,800	50,400
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(4号棟)		江東区東雲1-8	37.9	1	30,300	49,000
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(2号棟)		江東区南砂4-4	34.3	1	27,800	46,300
一般都営	高層耐火	南砂一丁目アパート(7号棟)		江東区南砂1-1	42.2	1	33,800	49,100
一般都営	高層耐火	南砂六丁目アパート(2号棟)		江東区南砂6-5	51.2	1	43,400	80,800
一般都営	高層耐火	白河一丁目アパート(1号棟)		江東区白河1-5	50.9	1	42,400	75,800

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第3アパート(6号棟)		大田区大森西3-11	36.4	1	29,200	52,600
一般都営	中層耐火	東六郷一丁目アパート(11号棟)		大田区東六郷1-14	36.7	1	28,500	50,800
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(16号棟)		大田区矢口2-21	36.5	1	28,800	38,900
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(2号棟)		大田区大森東1-31	59.6	1	49,900	83,400
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(6号棟)		大田区大森東1-36	59.6	1	49,900	83,400
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート(43-12号棟)		渋谷区笹塚2-43	38.7	1	33,100	82,600
一般都営	中層耐火	渋谷一丁目アパート(29号棟)		渋谷区渋谷1-23	59.6	1	58,400	164,600
一般都営	高層耐火	幡ヶ谷二丁目アパート(1号棟)		渋谷区幡ヶ谷2-1	37.9	1	33,000	71,800
一般都営	高層耐火	丸山二丁目アパート(1号棟)		中野区丸山2-24	40.2	1	29,100	55,000
一般都営	中層耐火	松ノ木二丁目アパート(13号棟)		杉並区松ノ木2-8	51.0	1	38,600	72,900
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(6号棟)		北区浮間1-5	55.9	1	44,600	77,300
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(7号棟)		北区浮間1-5	48.1	2	38,800	62,900
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(3号棟)		北区浮間1-9	48.1	1	38,900	69,400
一般都営	中層耐火	北栄町アパート(13号棟)		北区栄町24-13	33.4	1	25,100	43,000
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート(8号棟)		北区赤羽西5-4	39.0	1	29,900	48,300
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート(1号棟)		荒川区南千住2-33	42.2	1	30,400	52,900
一般都営	中層耐火	前野町四丁目第2アパート(3号棟)		板橋区前野町4-36	42.3	1	31,900	40,700
一般都営	中層耐火	前野町六丁目第2アパート(3号棟)		板橋区前野町6-51	55.9	1	43,000	79,000
一般都営	中層耐火	小茂根一丁目アパート(1号棟)		板橋区小茂根1-6	55.9	1	43,700	84,900
一般都営	中層耐火	坂下一丁目第4アパート(10号棟)		板橋区坂下1-36	51.0	1	38,500	62,900
一般都営	中層耐火	徳丸二丁目アパート(7号棟)		板橋区徳丸2-23	51.0	1	38,600	72,300
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(2号棟)		板橋区蓮根3-15	51.2	1	39,100	70,400
一般都営	中層耐火	旭町二丁目第5アパート(1号棟)		練馬区旭町2-45	57.1	1	47,200	98,700
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目第3アパート(1号棟)		練馬区春日町3-31	48.1	1	37,600	71,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(5号棟)		練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	48,000
一般都営	中層耐火	南田中アパート(6号棟)		練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	48,000
一般都営	中層耐火	南田中アパート(31号棟)		練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,600	44,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(36号棟)		練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,700	50,700
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-6号棟)		練馬区光が丘5-5	61.4	2	49,200	103,300
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート(4号棟)		足立区保木間5-36	59.6	1	43,300	75,200
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(2号棟)		足立区中央本町5-16	55.9	1	40,800	73,200
一般都営	中層耐火	東和四丁目第3アパート(4号棟)		足立区東和4-25	59.6	1	43,500	79,700
一般都営	中層耐火	東和四丁目第3アパート(9号棟)		足立区東和4-20	51.0	1	37,400	68,300

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート (10号棟)	足立区西保木間3-11	42.2	1	29,400	47,500
一般都営	中層耐火	島根四丁目アパート (3号棟)	足立区島根4-19	51.0	1	37,200	64,000
一般都営	中層耐火	島根四丁目アパート (4号棟)	足立区島根4-20	51.0	1	37,200	64,000
一般都営	中層耐火	島根四丁目第2アパート (1号棟)	足立区島根4-29	59.6	1	43,800	79,800
一般都営	中層耐火	島根四丁目第2アパート (2号棟)	足立区島根4-29	55.9	1	41,100	74,800
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート (4号棟)	足立区六月1-33	33.4	1	22,700	36,900
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート (3号棟)	足立区弘道2-16	55.9	1	41,000	73,000
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (10号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	2	24,800	39,600
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (14号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,400	35,400
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート (3号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,500	35,600
一般都営	高層耐火	千住元町アパート (2号棟)	足立区千住元町34	37.9	2	26,400	34,000
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート (2号棟)	足立区辰沼1-2	37.7	1	25,400	40,300
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート (14号棟)	足立区辰沼1-2	38.3	1	26,500	43,600
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (5号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,100	37,600
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (8号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,100	37,600
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (11号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,100	37,600
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート (18号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,500	43,500
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート (10号棟)	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,300	39,300
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート (13号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,200	44,100
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート (14号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,200	44,100
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート (10号棟)	足立区花畑8-4	42.0	1	28,100	43,100
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (13号棟)	足立区花畑8-5	41.7	1	28,100	41,500
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (15号棟)	足立区花畑8-5	36.4	1	24,200	36,300
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (22号棟)	足立区花畑8-5	38.3	1	25,800	38,200
一般都営	中層耐火	舎人町アパート (6号棟)	足立区舎人6-12	51.0	1	35,600	48,400
一般都営	中層耐火	舎人町アパート (9号棟)	足立区舎人6-10	63.0	1	44,000	55,100
一般都営	中層耐火	青井三丁目アパート (2号棟)	足立区青井3-10	51.0	1	37,200	67,900
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート (6号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	39,800	66,900
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート (3号棟)	足立区入谷-16	55.9	1	39,500	65,900
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート (5号棟)	葛飾区青戸3-3	42.3	1	31,200	57,200
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート (1号棟)	葛飾区新宿1-2	48.1	1	35,100	61,600
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第3アパート (1号棟)	葛飾区亀有1-13	51.0	1	38,400	73,300
一般都営	中層耐火	西新小岩三丁目アパート (7号棟)	葛飾区西新小岩3-21	51.0	1	37,900	55,500

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	亀有四丁目第2アパート (13号棟)	葛飾区亀有4-31	51.0	1	37,500	70,300
一般都営	中層耐火	青戸三丁目第2アパート (1号棟)	葛飾区青戸3-24	59.6	1	44,800	86,500
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (11号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	47,800
一般都営	高層耐火	宇喜田町アパート	江戸川区中葛西4-9	51.2	1	39,700	62,400
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート (3号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	2	44,100	78,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地 (16-2号棟)	八王子市鹿島16	51.1	1	26,300	42,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地 (16-4号棟)	八王子市鹿島16	51.1	3	26,300	42,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地 (9-1号棟)	八王子市松が谷9-1	62.1	1	35,800	71,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地 (3-4-1号棟)	八王子市南大沢3-4	60.7	1	35,200	70,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地 (3-4-2号棟)	八王子市南大沢3-4	60.7	1	35,200	70,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地 (3-4-5号棟)	八王子市南大沢3-4	60.7	1	35,200	70,800
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地 (3-4-7号棟)	八王子市南大沢3-4	61.4	1	35,800	76,900
一般都営	高層耐火	立川富士見町六丁目アパート (51号棟)	立川市富士見町6-51	50.9	1	28,200	57,300
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目アパート (2号棟)	三鷹市上連雀7-19	39.0	1	27,400	55,600
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (6号棟)	調布市国領町8-1	53.5	2	31,900	78,900
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (7号棟)	調布市国領町8-1	51.2	1	30,500	75,500
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (8号棟)	調布市国領町8-1	51.2	1	30,500	75,500
一般都営	中層耐火	調布柴崎一丁目アパート (1号棟)	調布市柴崎1-7-1	62.1	1	38,300	96,100
一般都営	中層耐火	国領町アパート (1号棟)	調布市八雲台1-23	55.9	1	35,600	86,900
一般都営	中層耐火	国領町アパート (2号棟)	調布市八雲台1-23	59.6	1	37,900	92,700
一般都営	中層耐火	調布ヶ丘二丁目アパート (1号棟)	調布市調布ヶ丘2-28	62.1	1	39,600	98,300
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート (6号棟)	調布市染地1-1	60.2	1	36,500	86,200
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート (5号棟)	調布市染地1-1	51.0	1	30,900	73,000
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート (2号棟)	調布市染地3-3-1	48.1	1	27,900	63,800
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート (6号棟)	調布市染地3-3-1	55.9	1	32,400	74,100
一般都営	中層耐火	森野二丁目第2アパート (2-17-5号棟)	町田市森野2-17	63.2	1	39,700	92,600
一般都営	中層耐火	金森第3アパート (2号棟)	町田市金森7-19	48.1	1	27,400	53,100
一般都営	中層耐火	成瀬アパート (11号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,400	59,400
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート (46号棟)	町田市森野2-2	55.9	1	32,500	76,100
一般都営	中層耐火	山崎町アパート (4号棟)	町田市山崎町840	60.9	1	32,100	57,000
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート (1号棟)	東村山市萩山町2-13	55.9	1	32,000	66,300
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート (2号棟)	東村山市萩山町2-13	61.3	1	37,200	79,800
一般都営	中層耐火	秋津町一丁目アパート (3号棟)	東村山市秋津町1-28	60.2	1	35,400	71,800

種類	構造	名称	称位	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	田無本町四丁目アパート(1号棟)	西東京市田無町4-10	51.0	2	30,200	70,100
一般都営	高層耐火	田無緑町三丁目アパート(3号棟)	西東京市緑町3-8	55.9	1	35,100	77,900
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(7号棟)	西東京市北原町2-2	61.3	1	38,600	85,800
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(2号棟)	西東京市北原町1-35	60.5	1	38,100	84,700
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(5号棟)	西東京市北原町2-12	60.5	1	37,900	84,700
一般都営	中層耐火	田無南町一丁目アパート(2号棟)	西東京市南町1-1	51.0	1	29,400	67,300
一般都営	中層耐火	田無南町一丁目アパート(17号棟)	西東京市南町1-2	48.1	1	28,600	64,100
一般都営	中層耐火	田無南町四丁目アパート(1号棟)	西東京市南町4-23	55.9	1	33,400	78,100
一般都営	中層耐火	田無芝久保一丁目アパート(32号棟)	西東京市芝久保町1-14	33.4	1	17,000	38,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(8号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	44,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(21号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	44,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(24号棟)	狛江市和泉本町4-7	32.6	1	15,800	40,900
一般都営	中層耐火	狛江アパート(27号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,200
一般都営	中層耐火	狛江アパート(33号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	44,200
一般都営	中層耐火	松山三丁目アパート(11号棟)	清瀬市松山3-11	56.8	1	32,500	65,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-2-12号棟)	多摩市諏訪4-2	56.8	1	30,100	53,800
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(1-2-2号棟)	多摩市愛宕1-2	38.7	1	18,300	35,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-1号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,200	34,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-6号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,200	34,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-4号棟)	多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,200	34,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(5-1-2号棟)	多摩市貝取5-1	55.9	1	29,300	52,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(2-4-3号棟)	多摩市貝取2-4	55.9	1	29,800	53,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(3-2-3号棟)	多摩市貝取3-2	60.9	1	32,900	59,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(3-1-3号棟)	多摩市貝取3-1	55.9	1	30,300	54,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地(3号棟)	多摩市鶴牧5-40	61.3	1	35,100	68,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地(5号棟)	多摩市鶴牧5-40	65.5	1	37,700	73,100

●東京都告示第千二百二十五号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
 条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づ
 き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使
 用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、
 同条例第三条第三項の規定により告示する。

令和二年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
平井三丁目第2アパート (3号棟)	江戸川区平井三丁目四番	高層耐火 三四・六平方メートル	三二戸	三〇、五〇〇円	七四、五〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	一六戸	三五、六〇〇円	八六、九〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	八戸	四二、二〇〇円	一〇三、〇〇〇円
同右	同右	同右 五七・四平方メートル	同右	五〇、七〇〇円	一二三、五〇〇円
<p>●東京都告示第千二百二十六号</p> <p>次の都営改良住宅を廃止したので、東京都営住宅条例</p> <p>(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定により告示する。</p> <p>令和二年八月三十一日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p>					
下馬アパート (5号棟)	世田谷区下馬二丁目三十三番	中層耐火 四六・六平方メートル	二七戸		
同右	同右	同右 六三・〇平方メートル	九戸		
下馬アパート (27号棟)	世田谷区下馬二丁目四十番	同右 五二・四平方メートル	一〇戸		
同右	同右	同右 五九・四平方メートル	二〇戸		
下馬アパート (28号棟)	同右	同右 四六・六平方メートル	二七戸		
同右	同右	同右 六三・〇平方メートル	九戸		
西巢鴨二丁目アパート (23-1、23-2号棟)	豊島区西巢鴨二丁目二十三番	同右 三六・四平方メートル	八〇戸		
同右	同右	同右 三六・二平方メートル	三〇戸		
西巢鴨二丁目アパート (24-1号棟)	豊島区西巢鴨二丁目二十四番	同右 四九・七平方メートル	五戸		
同右	同右	同右 三六・二平方メートル	三五戸		

(24-2号棟)

西巢鴨二丁目アパート

豊島区西巢鴨二丁目二十五番

同右

四二・三平方メートル

二戸

(25-1号棟)

同右

同右

同右

五七・三平方メートル

三戸

●東京都告示第千二百二十七号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都
営改良住宅の使用料を、同条例第三条第二項及び第七十
一条において準用する同条例第五十六条第一項第三号の規
定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、令
和二年九月一日から実施するので、同条例第三条第三項の
規定により告示する。

令和二年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造名	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	中層耐火	西大久保アパート (3号棟)	新宿区大久保3-13	34.8	1	27,900
改良	高層耐火	西大久保アパート (5号棟)	新宿区大久保3-9	64.8	1	55,100
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート (5号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,200
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート (6号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,200
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート (9号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,000
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート (14号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,000
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート (1号棟)	北区赤羽西5-12	36.1	1	27,900
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート (4号棟)	北区赤羽西5-12	37.3	1	29,000
改良	中層耐火	荒川八丁目アパート (1号棟)	荒川区荒川8-19	33.4	1	22,500
改良	中層耐火	荒川八丁目アパート (1号棟)	荒川区荒川8-19	33.4	1	22,900
改良	中層耐火	成増一丁目アパート (2号棟)	板橋区成増1-3	42.3	1	32,900
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート (2号棟)	足立区西保木間3-2	33.4	1	22,400
再開発	高層耐火	小松川アパート (1号棟)	江戸川区小松川2-1	59.8	1	47,400

●東京都告示第千二百二十八号

東京都管住宅条例 (平成九年東京都条例第七十七号) 第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

令和二年八月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称 位置 区画数

上祖師谷一丁目アパート 世田谷区上祖師谷一 四区画
ト駐車場 丁目十二番

●東京都告示第千二百二十九号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則 (平成二十七年東京都規則第八号) 第七条の規定に基づき、令和二年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和二年八月三十一日

東京都知事 小池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
産業労働局	感染拡大防止協力金業務専門員	月額	194,400円

附則

この告示は、令和二年九月一日から施行する。

●東京都告示第千百三十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年八月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和二年八月三十一日

東京都知事 小池百合子

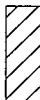



一 路線名 瑞穂あきる野八王子

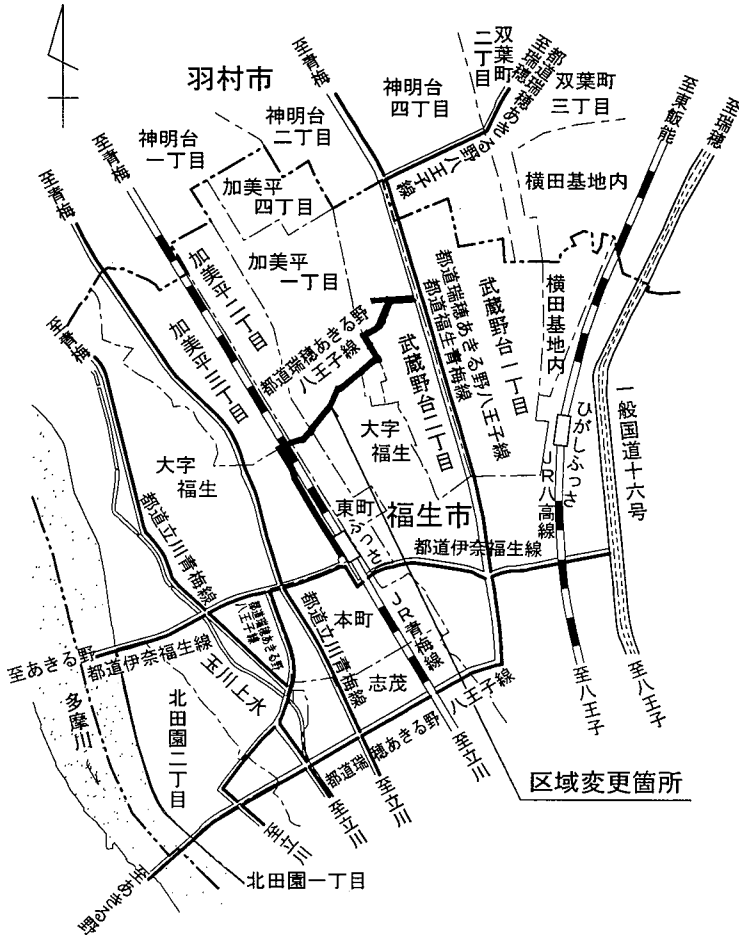
二 変更の区間 福生市武蔵野台二丁目二十一番一地先から同市大字福生七百七十三番十三地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

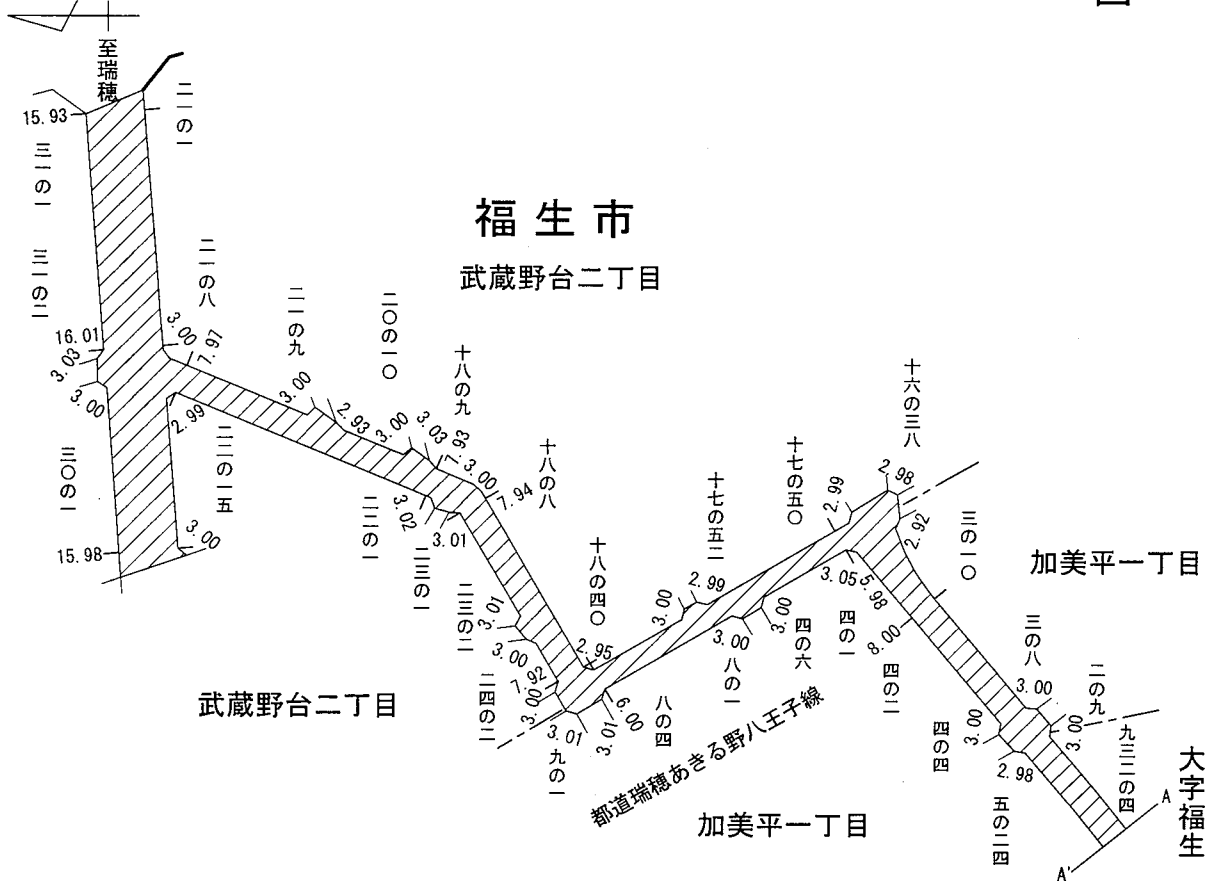
別図

都道瑞穂あきる野八王子線区域変更略図
福生市武蔵野台二丁目、大字福生

	廃止区域	面積	一〇、〇一四・〇五平方メートル
	市道	延長	一、二一四・〇五メートル
	都道		
	一般国道		



区域変更箇所



福生市

武蔵野台二丁目

加美平一丁目

武蔵野台二丁目

加美平一丁目

大字福生



●東京都告示第千三百三十一号
 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号。以下「法」という。）第二十二条第一項の規定に基づき、元町港港湾区域内公有水面埋立てに係る埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年八月三十一日

元町港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

一 しゅん功認可年月日

令和二年八月三十一日

二 しゅん功認可を受けた者

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

三 埋立区域

(一) 位置

大島町元町地先の元町港港湾区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑧の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点

基準点（北緯三四度四五分〇六秒六一、東経一三九度二一分〇六秒二五）から八〇度三〇分〇一秒二四・一五メートルの地点

②の地点

①の地点から二度五二分四三秒八〇・一三メートルの地点

③の地点

②の地点から五三度〇八分三一秒三〇・〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から三三四度三一分二一秒八二・四七メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二二七度四〇分〇〇秒二五・〇〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一八三度〇一分三四秒一三〇・〇〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から二七三度〇〇分〇六秒二七六・四一メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から一八二度五三分一四秒二四・〇〇メートルの地点

(三) 面積

一、七八三・七七平方メートル

四 埋立地の用途

護岸用地、道路用地、駐車場用地、岸壁及び荷さばき

用地

五 埋立ての免許の年月日及び番号

平成十六年十一月一日 十六港島管第四百三十号

六 法第二十二条第三項の市町村

大島町

●東京都告示第千三百三十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により、次のとおり告示する。

令和二年八月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 免許年月日

令和二年八月三十一日

二 埋立ての免許を受けた者

名称 東京都

所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

代表者氏名 東京都知事 小池 百合子

代表者住所 新宿区西新宿二丁目八番一号

三 埋立区域

(一) 位置

小笠原村母島字静沢地先の沖港港湾区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑥の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点（北緯二六度三八分一九秒六七、東経一四二度〇九分三三秒九六）から二三二

度五〇分二秒四二・〇八メートルの地点

②の地点 ①の地点から一三〇度五四分四六秒一八・七三メートルの地点

③の地点 ②の地点から四〇度四〇分二四秒〇・七四

メートルの地点

④の地点 ③の地点から一三〇度四〇分二四秒七・〇

三メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二二〇度五四分〇六秒一〇・

二八メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三一〇度五四分〇二秒二五・

七四メートルの地点

(三) 面積

二五〇・三三平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

小笠原村母島字静沢地先の沖港港湾区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑥の地点と①の地

点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(北緯二六度三八分一九秒六七、東経一四二度〇九分三三秒九六)から二八八度〇四分一秒三〇・〇〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から一三〇度五三分四一秒三四・〇三メートルの地点

③の地点 ②の地点から二二〇度五四分〇二秒二一・〇〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から一三〇度五四分〇二秒三四・五二メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二二〇度五三分一七秒四九・〇〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三一〇度五三分四九秒六八・五三メートルの地点

(三) 面積

四、〇七三・二二平方メートル

五 埋立地の用途

ふ頭用地

●東京都告示第千百三十三号

令和二年東京都告示第五百六十一号(道路交通法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託)の一部を次のように改正する。

令和二年八月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一の表中株式会社上北沢自動車学校の項を削る。

公 告

臨海副都心進出事業者公募の応募受付終了に

ついて

臨海副都心進出事業者公募要項【有明南G1区画】及び同公募要項【有明南H区画】(いずれも令和二年一月発行)に基づき、事業者を公募中の有明南G1区画(江東区有明三丁目一番十七)及び有明南H区画(江東区有明三丁目一番九)について、一事業者からの応募を受け付けた。これに伴い、当該区画については次の期日で応募受付を終了するものとし、同日までは他の事業者からの応募を受け付ける。

令和二年八月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 応募受付終了期日

令和二年九月二十三日

二 事業予定者の決定方法

応募受付終了期日までに応募を受け付けた全ての事業者を対象に審査を行い、事業予定者を決定する。

三 公募の詳細

臨海副都心進出事業者公募要項【有明南G1区画】及び同公募要項【有明南H区画】(いずれも令和二年一月発行)を参照のこと。

四 問合せ先

東京都港湾局臨海開発部誘致促進課(東京都庁第二本庁舎九階中央) 電話〇三(五三二〇)五五八三

排水設備工事責任技術者資格試験の実施について

いて

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の八第四項に規定する排水設備工事責任技術者資格試験を実施するので、東京都指定排水設備工事事業者

規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第十二条第四項の規定により公告する。

令和二年八月三十一日

東京都下水道局長 和賀井 克夫

一 試験期日

令和二年十二月二十日(日曜日)

二 試験会場

青山学院大学 渋谷区渋谷四丁目四番二十五号

三 受験申込書の提出期間、提出先等

(一) 提出期間

令和二年十月一日(木曜日)から同月三十日(金曜日)まで(同日の消印によるものまで有効)

(二) 提出先

千代田区大手町二丁目六番二号 東京都下水道サービス株式会社

(三) 提出方法

郵送によること。

四 受験手数料

六千円

五 受験申込書等の配布について

試験案内、申込書等を下水道局施設管理部排水設備課、各下水道事務所お客さまサービス課及び市町村下水道担当部署において、令和二年九月二十五日(金曜日)から配布する。

発行

東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価

一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号 113-0001

